**飯田短期大学　学生委員会規程**

（目的）

1. 以下の目的に基づき、学生委員会（以下「委員会」という）を設ける。

（1）学生支援・学生指導および福利厚生に関する必要事項を審議する

（2）障害者差別解消法に基づき、障害のある学生への差別的取扱の禁止と合理的配慮を提供できる学習環境を整備する

（構成）

1. 委員会は委員長、各学科から選出された教員及び学生支援に関わる職員によって構成され、教授会の承認をえる。また、委員長は必要に応じて委員以外の教職員の出席を求めることができる。

（委員長）

1. 委員長は学長によって任命され、委員会を招集し、その議長となる。

（任期）

1. 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

（審議・活動）

1. 委員会は、以下の事項を審議・実施する。
2. 学生生活の指導
3. 学生の就職・進学に関する指導
4. 学生の課外活動の指導
5. 下宿等に関する事項
6. 学生の福利厚生に関する事項
7. 障害を理由とする差別の解消に関する事項
8. 不当な差別的取扱の防止に関する事項
9. 障害者の状況に応じた合理的配慮に基づく社会的障壁の除去に関する事項
10. 障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮による障害者の権利利益の保護に関する教職員への啓発・広報活動
11. その他必要と認められる事項

（事務局）

1. 委員会の事務局は学生課におく。委員会には事務局からも出席する。

（規程の改廃）

1. 本規程の改廃は、委員会が行い、教授会の承認を得る。

附則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

1. 平成19年4月1日一部改訂。この改訂をもって「飯田女子短期大学　進路委員会規程」は廃止する。
2. 平成24年4月1日一部改訂。
3. 令和5年4月1日一部改訂。
4. 令和7年4月1日一部改訂。この改訂をもって「飯田短期大学　障害学生支援委員会規程」は廃止する。